

◎新潟海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し相当と認められた者については、適用しない。

令和2年12月4日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

1 禁止海域

次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ア 北緯37度30.879分、東経138度35.069分の点

点イ 北緯37度30.610分、東経138度35.789分の点

点ウ 北緯37度29.880分、東経138度35.589分の点

点エ 北緯37度29.460分、東経138度36.489分の点

点オ 北緯37度28.580分、東経138度35.989分の点

点カ 北緯37度28.930分、東経138度35.309分の点

点キ 北緯37度28.530分、東経138度35.009分の点

点ク 北緯37度28.920分、東経138度33.559分の点

2 禁止期間

令和3年1月1日から令和4年12月31日まで

出雲崎地区広域型増殖場

水産動植物採捕禁止区域図

